

## 一級河川名取川の権限委譲に関する意見書

我が国は、国土の7割を山地・丘陵地が占めるため、10%にすぎない沖積平野に全人口の約2分の1、総資産の4分の3が集中しています。

名取市の北部を流れる一級河川名取川の沿線地域においても、都市の基幹交通網である東北縦貫自動車道や仙台南部・東部道路、そして東北新幹線など、仙台都市圏を形成する重要な都市基盤の整備を背景に都市化が進展し、仙台都市圏域の中でも住宅が密集し、人口・資産が集中する地域となっています。

このような中で、近年、社会活動等に起因する地球温暖化に伴う気候変動により、予測できない記録的な豪雨や大規模な出水が全国各地で頻発しており、その予想を越える影響の大きさと驚異から人々の生活基盤そのものに深刻な不安を与える重要な課題となっています。

もし、名取川流域において、一たび豪雨により河川が氾濫した場合、名取市内の大半が浸水し、その被害は甚大になることが想定されます。

流域住民の生命や財産を守るためには、河川の性状を把握した総合的な治水対策や早期の情報発信等、的確な河川管理が必要不可欠であり、その安全を確保することは、国の基本的な責務であるといえます。

本来、治水事業は、国土の保全や地域住民の生命や財産を守るための最も根幹的な事業であり、住民が安全で安心できる生活の確保や快適な河川環境を保全していくためにも、国が長期的な視点に立ち施設の整備を初めとする治水対策を検討・実施していくことが必要であると考えます。

よって、現在論議されております国と地方の役割分担の見直しに当たっては、河川本来の役割である国土保全の観点等から、これまで同様、国の仕事として適切な管理がなされるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年3月21日

名取市議会議長 佐藤賢祐

内閣総理大臣 殿  
衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
財務大臣 殿  
国土交通大臣 殿  
総務大臣 殿